

令和6年度第3回南相馬市原町区地域協議会 会議録

① 日 時：令和6年6月25日（水）9時30分～10時45分

② 場 所：南相馬市役所 本庁舎3階 第1会議室

③ 委 員：

（委員数15名）

出席委員12名

会 長 平間 勝成	副会長 志賀 ゆかり	委 員 逢坂 晃
委 員 小林 五月	委 員 坂下 悦子	委 員 前田 一男
委 員 半谷 眞知子	委 員 田中 章広	委 員 鎌田 文代
委 員 中村 博之	委 員 鈴木 洋道	委 員 長川 清隆

欠席委員 3名

委 員 鎌田 文代	委 員 鈴木 香織	委員 藤原 ヒロ子
-----------	-----------	-----------

④ 説明者：

企画課 課長 寺島 政博
企画課 係長 内城 弘志
企画課 主査 濱名 瞬
財政課 財政係長 村井 洋幸
建築住宅課 住宅係長 伊賀 智

⑤ 事務局：

原町区地域振興課 課長 戸浪 誠
原町区地域振興課 課長補佐 舘野 幸一郎
原町区地域振興課 主査 遠藤 恵子

1 開会

○事務局

委員の過半数が出席のため、会議の成立を確認

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

前田一男委員、 半谷眞知子委員を指名

(2) 書記の指名

原町区地域振興課 遠藤主査を指名

(3) 諮問事項

南相馬市新市建設計画見直し（案）について
⇒企画課より、資料に基づき説明

(4) 周知事項

令和5年度南相馬市空き家実態調査の結果について資料に基づき報告

南相馬市新市建設計画見直し（案）について

○平間会長

委員の皆さんに何の意見を求めたいのかをまとめていただくと、意見も述べられ、質問もできるかと思う。

大幅な修正は必要ないと判断し、一部文言の修正をもって諮問するとある。「一部文言の修正」の内容について、縷々説明があったが、もう一度そこを強調して、説明いただけないか。

○企画課

お諮りしたい一番の要点は、新市建設計画の変更についてです。当該計画見直しに当たり、具体的な新市合併の基本理念、将来像、基本目標など、合併時

にお約束した計画については基本的に変更しないという前提の下、合併特例債の執行残を有効活用する。

また、国の法律改正により合併特例債を発行できる期間が令和12年度まで延びることになったことから、大幅な計画見直しは行わず、計画期間の延長をさせていただきたいというのがまず一点です。

次に、当該計画見直しに合わせ、建設計画の主要項目の中で財政計画を見直しております。現時点で分かっている、令和12年度までの復興財源なども含め、普通建設事業と呼ばれるハード事業を中心に、収支計画を立てているのが財政計画です。

市町村合併により活用できる優位な財源である合併特例債を使うため、また、合併当時皆さまにお示しした事業を執行する上で、未着手の事業もあることから、令和12年度まで計画期間を延長いたします。

なお、合併の基本理念、将来像、目標については、震災の影響もあったものの基本的にこれを引き継いでおりますので、新市建設計画本編の修正は必要最低限とさせていただいております。

また、新市建設計画とはどういう計画なのか、普通建設事業や合併特例債とは何なのかという声を受け、補足説明の資料を追加した上で、必要最低限の計画延長と財政計画の見直しをもって、令和7年度までの計画期間を令和12年度まで延ばすことについて、皆様のご意見をいただきたいという趣旨でございます。

○平間会長

今のような形だと少しは論点が狭くなり、話しもしやすいかと思う。

私たちは一般の代表なので、そこまで勉強している方も少ないかもしれない。そのレベルで話をしたいと思っている。

○志賀委員

膨大な事業計画とその事業に対する金額、その財源の持ち方について現場にいる方が大変苦勞されていることはすごくよく分かるが、これからの計画と実施している事業を踏まえ、今後いろいろな世の中の状況や環境等が変われば、また事業等の変化はあるのだろうと思う。

現在の説明を受けた部分については、異存はない。

○企画課

時代の流れによって事業が変わってくる、まさにその通りだと思っています。合併特例債を活用して実施できる普通建設事業については、合併当時決めたものでさえ時代の流れや途中で震災と原発事故があったことで、使い方が変わってきています。

また、今後、社会の動向によって、どのような状況で何にお金をかけていくべきかわかっていくと思いますので、合併特例債を活用した普通建設事業は何か必要なのか、その時々でしっかりと見極めて、実施していきたいと考えております。

○長川委員

こういう事業をやっていることすら知らなかったです。パブリックコメントが1件も集まらなかったということが非常に問題で、市民はほとんどパブリックコメント手続を知らないと思う。

パブリックコメント手続を知らないということは、全く興味がないのか、市役所がやっていることなので間違いないだろうと思っているのか。市は、パブリックコメント手続の期間がたった2～3週間程度でどれほど意見が出ると思っていたのか、どういうふうに思っていたかを聞きたい。

とりあえずみんなに意見を求め、それで挙がってこなかった、我々の言っている事は間違いなかったと思っているのであれば、考え直した方が良いかなと思う。

○企画課

前回の地域協議会でもパブリックコメント手続のあり方をもう少し考えたら良いのではという意見がありました。まさにその通りと思っております。

パブリックコメント手続の手法については、全庁的な課題となっており、今後、担当課との調整も必要であり、今すぐここでお答えはできないので申し訳

ないです。

なお、今回の新市建設計画の見直し、延長という中身が分かりにくかったと思っています。パブリックコメント手続の定められた期間である20日間は守りつつ、どのような原因でこうなったのか考え、対応してまいります。

補足として、前回の説明時に、合併から20年近く経っている中で、そもそも新市建設計画がどういうものなのか、合併特例債はどういうものなのかという声もありました。

また、庁内でも参考資料をどこまでつけるのか、合併から時間が経過していることもあり分かりづらいのではないかという意見もあり、より中身を絞った概要資料として資料1-1を中心として作成しました。

一方で、大変分かりにくかったと3区共通のご意見として受け、資料の作り方が不十分だったと思っています。今回は、行政として説明責任を果たすため、細かい資料も参考資料として添付いたしました。

パブリックコメント手続のあり方について、日数は20日間で良いのか、掲示する場所は生涯学習センターだけで良いのかなど、制度的な問題もあります。企画課としては、分かりやすい資料作りというところに配慮が足りなかったことが一番の反省点です。

今後は、よりシンプルに考えながら、必要最低限の補足資料等を追加するなど、より分かりやすい資料作りを心掛けてまいります。

○小林委員

今後の主な普通建設事業【通常事業】について、小高に野菜の選果場やカット野菜を作る施設、工業団地を造成するという話が聞こえてくる。

また、高平に市場を作るという事業もあるが、この中に入っているのか、それとも震災関連のまた別なお金でやっているのか。

○企画課

今回、震災と原発事故からの復旧・復興によらない事業をベースにしたのが通常事業です。

ご指摘の小高区にある園芸団地の整備や原町高平地区の集出荷団地については、震災関連事業ですので、当が事業を除いた事業が通常事業です。

今後の見込みとして示している通常事業は、震災によらない事業として、合併特例債を有効活用する事業なので、只今ご指摘あった震災関連として実施する事業は掲載していないです。

災害復旧事業のように、壊れたものを元に戻す事業ではなく、新たに創る事業については、原則、震災関連事業を除けば、普通建設事業の通常事業と理解いただければと思います。

○小林委員

結果的に、震災関連の事業としてやっているということで判断して良いのか。

○企画課

震災関連事業として、整理しています。

○小林委員

震災関連の事業の規模、予算を示すことはできないか。皆さん興味あるのは、市民として示していただくとありがたい。

委員として、何か質問をされた時にその回答ができれば嬉しいと思う。

○財政課

震災関連事業と通常事業について、令和6年度一般会計当初予算の予算規模の関係で、全体で436億円の事業予算を組んでおります。うち震災関連事業が106億円で、通常事業が330億円、全体で436億円です。

なお、参考までに令和4年度の決算総額で501億円、うち通常事業が366億円、震災関連事業が135億円というバランスです。

主要事業説明書、決算の成果報告書の中では示しており、市で作っている予算書はホームページにも掲載しています。

当該資料では、震災関連事業と通常事業と分けて掲載しています。また、分かりやすい予算書を地域協議会の皆さんにも、配布いたします。

○田中委員

根拠立ててご説明いただいた内容に、異議異存等はない。2点質問する。

1点は合併当時に予定された129の事業の中で、既にこの数年間で廃止となった、今後行わない、確実に議会か何かで決まった事業は、そのうち何事業があるのか。129事業はずっと継続されているのか、廃止もあるのか。

2点目は、資料編の決算額の内訳が通常と復旧復興等に分かれて計上されているが、例えば、小学校や中学校で建屋の改築や整備で、ある学校は通常予算で決算し、ある学校は復旧復興も一部合わせてとなっている。学校によってこの違いが出るのはなぜなのか。

○企画課

廃止した事業もあります。例えば、資料編資料2の2頁、番号①13番「保健衛生医療推進事業ゴミ広域処理施設整備」については、相馬市、飯舘村、南相馬合併市町村でゴミ処理施設を作る計画があり、それぞれの人口規模で負担金を寄せ合い作る計画でしたが、実施できなくなり廃止となりました。

また、ほ場整備事業など、復興関連の財源に組み替えて実施したものもあり、半分以上が違う財源での実施となりました。また、別の事業名として実施している場合もございます。

学校によって違いがある点については、各学校の耐震改修事業など、震災前に終わっているものは、通常事業として合併特例債を使って実施しております。一方で、震災後に、復興関連の財源が充てられたものもありますので、学校によって、当該財源が違っており、通常と復旧復興等に分かれているものがあります。

○田中委員

時代や状況に合わせて予算のあり方、執行の仕方も変わってくるというお話があったので、資料編の129事業よりもその他の事業の方が金額的に増え、

ほぼ比率が同じぐらいということは、最初に予定していた129事業よりも緊急性、重要性が高いものがどんどん増えてきている傾向として感じていたもので、今の説明でよく分かった。

○企画課

ご指摘のあった学校の部分は、おそらく一覧表の8頁かと思います。原町一小屋内運動場の改修事業や原町三小校舎の耐震改修事業など、復旧復興等の財源も入りながら、合併特例債も活用されているという事業もあります。

当該復旧復興の財源が当たっているというのは、全てではありませんが、一部震災からの復旧に係る費用として、国から認められたものについて、国の復興財源を使った事業とした方が良いと判断し、当該財源を活用しています。

各事業によって、適宜、合併特例債や復旧復興の財源等を活用しながら、事業を実施している状況です。

○前田委員

諮問する内容というのは、この合併特例債を発行するために必要な新市建設計画の計画期間が令和7年度いっぱいまでとなっているが、まだ合併特例債を活用できる余地がたくさんあるから、計画期間をあと5年延ばしたいということ、それに伴う計画の変更を諮問しているということでしょうか。

また、一つだけ確認するが、基本目標3「7万都市にふさわしいまちづくり」となっていますが、現状において7万人という数字設定をする必然性があるのかどうか、それが適正であれば良いが、現状、5万7,000人の中でこれからやっていかなければならないというのであれば、この文言というのは一考あるべきではなかろうかと思う。

もちろん7万人にするよう頑張ろうというのであれば結構だが、その辺どのようにお考えか教えていただきたい。

○企画課

諮問の内容については、委員のおっしゃる通りです。

7万都市については、新市建設計画は合併当時に作った計画ということもあ

り、当時7万人ということで表現しています。一方で、震災と原発事故で6万人を切るような人口になっている中での目標であるということも一つの考え方だと思います。

今回、南相馬市として、なぜ文言も含めて計画の全体的な見直しをしなかったのかというと、合併時にお約束した基本理念・将来目標は堅持しつつ、当該目標等を実現するための計画が新市建設計画であるので、必要最低限の見直しにさせていただいております。

なお、現在の人口規模に合ったまちづくりについては、新しい総合計画に新市建設計画が溶け込んだ中で、当該人口規模に合った計画でやっていくという形になっています。

合併当時にお約束した合併特例債239億円を使うためには、新市建設計画を延長せざるを得ない状況もあります。まず合併当時にお約束した事業、通常事業と呼ばれるものを実施するには、基本理念、基本目標を踏襲したいということで、最低限の見直しとさせていただいております。

自治体によっては、当該計画見直しの際に、現状に合わせて一変し、作成しているところもございます。

平成27年度の議会で、過去の新市建設計画を一変してしまうことで合併時に約束したことも全て帳消しになってしまうのではないかと懸念するという声もあったので、そこは守りつつ、震災後の復旧復興は、総合計画の方で対応していくという方針でまとめました。

今回も平成27年度の新市建設計画見直しを踏襲して、同じ考え方で良いかを皆さんでご議論いただいたと思っています。

○前田委員

合併特例債の予算を取るためには、新市建設計画が基礎となるのだから、当該計画を変えたら予算が削られるかもしれないので、こだわらざるを得ないと理解していいのであればそれで良いが、そこにいろいろ文言が入ってくると、理論が矛盾すると思う。

○企画課

説明が足りなかったですが、第一として合併当時にお約束した基本理念・将

来目標は、新市建設計画でしっかり守っていき、当該計画期間の中で優位な財源として合併特例債を活用していく。

一方で、震災、原発事故、さらには新型コロナや相次ぐ自然災害の中で、予定していた事業が令和7年度までに全ては執行できませんでした。

震災後の復興財源も活用しつつ、合併時にお約束した事業や、合併の目的達成をするための事業については、合併特例債を活用しながら、実施していくため、今回、必要最低限の計画見直しをすることとし、最終的に当該計画を国や県に報告して許可をいただくこととなります。

○前田委員

理解はしているが、要は「7万」にはこだわらなくて良いということですね。そこに能書きが入ると矛盾するかも知れない、受け取り方次第だと思う。

○平間会長

それでは原町区の地域協議会の意見をまとめたいと思います。

特に問題がなければ、南相馬市新市建設計画見直し（案）について妥当であるというふうな判断になりますが、ご異議ございませんか。

○委員

異議なし

○平間会長

では答申書の方を事務局の方で作成をお願いします。

今配りました答申の内容についてご異議ございませんか。それでは本日諮問されました南相馬市新市建設計画見直し（案）について答申いたします。

（答申）

4 周知事項

令和 5 年度南相馬市空き家実態調査の結果について
⇒建築住宅課 資料に基づき報告

○逢坂委員

去年の 7 月に、空き家の実態調査をやり、何点か市の方に聞かなくてはいけない案件があった。地域協議会の委員になったので、いい機会なので質問する。

資料の中で、判定の中に 1365 件とありますがこれはリフォーム等々で継続する使用が可能だという判断する部分です。この固定資産税はどうなっているのか。

資料をみたが補助金が出る。懸念されるのは、上町の場合借地上に建てた物件が多い。住めるような家を、いわゆる相続人が東京の人で、貸家にするといろいろメンテナンス問題があると直接聞いたが、壊して地主に返した方がいいという判断のもとに、300 万ほどかけて壊したらしい。せっかくこういう制度があるのだったら、そういうケースを調査しながらやった方がいいと思う。

建物分の固定資産税はどうなっているのか、そういうことを調査してほしいと感じた。

○小林委員

平成 30 年度調査空き家件数 1105 件、令和 5 年度調査契約件数が 1077 件、これは足してよいのですか。

○建築住宅課

空き家実態調査をするときに、1188 件は平成 30 年に空き家として捉えていて、それについては追跡調査も行っております。

今回平成 30 年以降に増えている空き家の実態がわからなかったため、増えた分の調査を行い行政区長にも出していただいた空き家のリストと、水道回線状況、それに加えて昨年度までに実施した空き家実態調査の結果を照らし合わ

せて市も把握しています。そこを抜いた部分での調査を行ったという内容です。令和５年度の調査というのは、平成３０年度以降から増えた部分の件数ということになります。３０年度の調査には、区長からあげていただいた部分があると思いますけれどもそちらの方は省いた形で調査をかけております。

○小林委員

我々に調査してくださいというのは、地区の行政区のどこにこういう物件がありますよ、こういう空き家があるということを報告するだけであって、平成３０年度のときそのような文書にはしていない。だから足してもいいのかなと話しているのですが。

○建築住宅課

すみません、平成３０年のときも同じように行政区を通じまして調べていただき、平成３０年の空き家候補を特定したという状況がありました。そのデータについて我々の方で確認しており、その後の状況も追跡調査を行っております。今回出していただいた情報をもとに、その平成３０年とかぶっている分、区長さんの方で出していただいている、平成３０年の空き家だと言われた分については除いて、調査対象から外してから、調査をしたという形です。

○平間会長

周知事項ですので、その程度でよろしいですか。ご苦労様でした。

５ その他

次回の開催日程について

⇒事務局より説明。

臨時の会議で午前中になったことと、資料送付が当日になったことのお詫び

６ 閉会

以上のとおり相違ありません。

会長

平間 勝成

会議録署名人

前田 一男

会議録署名人

半谷 真知子